

週休 2 日推進工事積算要領
(港湾関係工事)

令和 8 年10月

静岡県

目 次

1. 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 間接工事費における週休2日の補正の計算・・・・・・・・	2

1. 概要

建設業の働き方改革を推進する観点から取り組む週休2日の確保に当たって必要となる費用の計上について、港湾工事標準積算基準書により積算する工事において週休2日の補正を行う場合の共通仮設費（積上分）、共通仮設費（率計上分）及び現場管理費の計算を本要領により実施する。直接工事費については週休2日の補正を行わない。

なお、工事区分により補正の対象は下記のとおりとする。

【港湾工事標準積算基準書により積算する工事】

4週8休以上の場合

2. 間接工事費における週休2日の補正の計算

週休2日を実施する工事において、間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）に対して補正を行う。

（1）共通仮設費率

規定の週休2日の補正の種類により、共通仮設費率に乘じる週休2日の補正係数は以下となる。

【港湾工事標準積算基準書により積算する工事】

4週8休以上：1.02

補正時の共通仮設費率計算式は以下の計算式となる。

①共通仮設費率（補正前）

①は現行積算基準に基づいて共通仮設費対象額によって算出された率

共通仮設費率（補正前）の式

$$Kr = A \cdot P^b$$

Kr：共通仮設費率（%）（小数点第3位四捨五入2位止め）

P：共通仮設費対象額 A, b：工種毎に決まる係数

②共通仮設費率（補正後）＊

$$\begin{aligned} \text{②共通仮設費率（補正後）} &= \text{①共通仮設費率（補正前）} \\ &\quad \times \text{海上輸送に要する補正值} \\ &\quad + \text{施工地域・工事場所区分補正值} \\ &\quad \times \text{小数点第3位四捨五入2位止め} \end{aligned}$$

③共通仮設費率（週休2日の補正後）＊

$$\begin{aligned} \text{③共通仮設費率（週休2日の補正後）} &= \text{②共通仮設費率（補正後）} \\ &\quad \times \text{週休2日の補正係数} \\ &\quad \times \text{小数点第3位四捨五入2位止め} \end{aligned}$$

【補足説明】

③において週休2日の補正係数は補正を行わない場合は、補正係数「1」として計算する。

（2）現場管理費

規定の週休2日の補正の種類により、現場管理費率に乘じる週休2日の補正係数は以下となる。

【港湾工事標準積算基準書により積算する工事】

4週8休以上：1.03

補正時の現場管理費率計算式は以下の計算式となる。

①現場管理費率（補正前）

①は現行積算基準に基づいて現場管理費対象額によって算出された率

現場管理費率（補正前）の式

$$J_o = A \cdot N p^b$$

J_o : 現場管理費率 (%) (小数点第 3 位四捨五入 2 位止め)

$N p$: 現場管理費対象額 A, b : 工種毎に決まる係数

②現場管理費率（補正後）＊

$$\text{②現場管理費率（補正後）} = \text{①現場管理費率（補正前）} + \text{施工地域・工事場所区分補正值}$$

※小数点第 3 位四捨五入 2 位止め

③現場管理費率（週休 2 日の補正後）＊

$$\text{③現場管理費率（週休 2 日の補正後）} = \text{②現場管理費率（補正後）} \times \text{週休 2 日の補正係数}$$

※小数点第 3 位四捨五入 2 位止め

【補足説明】

③において週休 2 日の補正係数は補正を行わない場合は、補正係数「1」として計算する。